

令和8年度鈴鹿市交通安全対策会議 会議録（要旨）

日 時 令和8年10月2日（金） 14時～14時30分

場 所 鈴鹿市役所 本館5階 502会議室

出席者（敬称略）

委員17名中16名

仲村 浩二（鈴鹿市自治会連合会）
山崎 明美（鈴鹿地区交通安全協会）
半澤 真平（鈴鹿市PTA連合会）
荻田 愛弓（鈴鹿商工会議所）
杉本 勝實（鈴鹿市老人クラブ連合会）
日置 純子（鈴鹿市自家用自動車協会）
森 一葉（三重県自転車協同組合）
加藤 秀春（鈴鹿市身体障害者福祉協会）
塚本 美子（公益財団法人鈴鹿国際交流協会）
根本 庄二（本田技研工業株式会社鈴鹿製作所）
澤野 仁嗣（鈴鹿警察署）
伊藤 秀則（国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所）
大下 賢一（三重県鈴鹿建設事務所）代理 諸岡裕幸
村上 裕子（一般公募委員）
伊藤 真由美（一般公募委員）
太田 恵子（一般公募委員）
事務局 危機管理部長 永井 洋一
交通防犯課長 山路 哲也
交通防犯課副参事 田中 文美
交通安全・防犯グループリーダー 酒井 昌子
交通施設グループリーダー 森脇 義裕

傍聴者 0名

内 容

1 開 会

2 あいさつ

危機管理部長からあいさつ

新任委員の紹介

3 報告事項

〔事務局〕

委員 17 名中 16 名の出席により本会議は成立しております。また、本会議の公開は、会議録（要旨）を作成し、ウェブサイトで公開いたしますので、御了承いただくようお願いします。

4 会長選出

〔事務局〕

事項書の 4 会長選出については、鈴鹿市交通安全対策会議規則第 3 条で、本会議の会長は「委員の互選により定める」と規定されておりますので、互選の方法等について、意見ををお願いします。

（事務局一任の声あり）

〔事務局〕

事務局一任との意見がありましたので、鈴鹿地域交通安全活動推進委員協議会副会長の 大野 ひさ子 様に会長をお願いします。

大野会長でございますが、本日急遽、欠席となりました。鈴鹿市交通安全対策会議規則第 4 条で「会長が議長を務める」と規定されておりますが、大野会長に代わりまして事務局が議事の進行を務めさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

5 議事

〔議事進行〕

事項書の 5 議事に入らせていただきます。

委員の皆様には、活発な意見交換とスムーズな進行に協力をお願いします。お手元の事項書に従い議事を進めていきます。

（1）鈴鹿市交通安全計画（案）（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定経過について、事務局が説明をします。

〔事務局〕

鈴鹿市交通安全計画（案）（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定経過について、令和 8 年 6 月 2 日に第 1 回鈴鹿市交通安全対策会議を開催し、「鈴鹿市交通安全計画

（素案）について」検討いただき、委員の皆様からの意見などを参考に、計画案に修正を加えました。

令和8年7月14日、鈴鹿市議会全員協議会の中で、鈴鹿市交通安全計画（案）に対する議員から意見が出され、一部、計画案に修正を加えました。

令和8年8月5日～9月4日までの間、広く市民からの意見を募集するパブリックコメントを実施し、2名の方から、7件の意見が出され、一部、計画案に修正を加えました。

〔議事進行〕

ただ今の説明について、意見、質問はありませんか。

（意見なし）

〔議事進行〕

（2）鈴鹿市交通安全計画（案）に対する市議会全員協議会の意見とパブリックコメントに対する対応について事務局から説明します。

〔事務局〕

資料2「鈴鹿市交通安全計画（案）に係る市議会全員協議会の意見とパブリックコメントに対する対応について」、鈴鹿市議会全員協議会で資料2のとおり10名の議員の方から10件の意見や質問をいただき、その中で資料2の1市議会全員協議会のNo.8の意見につきまして、計画案に修正を加えました。

意見公募手続き（パブリックコメント）結果につきましては、2名の方から、7件の意見をいただきました。

資料2の2意見公募手続き（パブリックコメント）のNo.1の意見について、計画案を修正しました。

〔議事進行〕

ただ今の説明について、意見、質問はありませんか。

（意見なし）

〔議事進行〕

（3）第5次鈴鹿市交通安全計画（素案）からの変更点について事務局から説明します。

[事務局]

資料3の「1 交通安全対策会議委員からの意見」ですが、No.1、No.2は6月2日に開催されました第1回鈴鹿市交通安全対策会議において、委員よりいただいた意見を右側の変更後の朱書きのとおり変更しました。

・No.1は、7ページの「1 高齢者の安全確保」の箇所に身体機能に加え認知機能の衰えを加えました。

・No.2は、15ページの③「自転車の安全利用の推進」の●交通反則通告制度の周知・啓発の部分に「自転車ルールブック等を活用し」を加えました。

No.3、No.4につきましては、第1回の会議以降に委員から出た意見を右側の変更後の朱書きのとおり変更いたしました。

・No.3については、6ページの「2 個別目標」のところを、三重県の交通安全計画に合わせまして、「三重県自転車安全利用条例（仮称）の令和8年度中の制定をめざしていく中で」を加えました。

・No.4については、10ページの「第5章 今後推進すべき施策の 1 道路交通環境の整備」の朱書き部分、「関係機関と連携して、歩行者・自転車利用者等を優先した」を加えました。

2 意見公募手続（パブリックコメント）を踏まえた変更点ですが、

・7ページの「第4章 重点課題 3 歩行者の安全確保」の部分の下から3行目「歩行者に対しては、道路を横断する際は、「手を上げて渡る意思を示し」を加えました。

3 市議会全員協議会での意見の変更点は、15ページ「③自転車の安全利用の推進」ですが、「②の歩行者の安全確保」、「④自動車の安全運転の推進」と同じように箇条書きとしました。

第1回鈴鹿市交通安全対策会議で委員より、「15ページ「④自動車の安全運転の推進」の中の●「ながらスマホ」対策の強化の「自動車運転中の携帯電話使用等による死亡事故、重傷事故が増加している状況」と記載がありますが、明確な資料はあるのか。」との質問がありましたので、それについて回答します。

鈴鹿市の事故状況は把握できていませんが、過去10年の県内の交通事故統計の推移を警察本部に確認したところ、携帯電話使用の人身事故、重傷事故、死亡事故ともに増加傾向であることが分かりました。

[議事進行]

ただ今の説明について、意見、質問はありませんか。

〔A委員〕

P10 の 1 道路交通環境の整備の、上から 7 行目に関係機関と連携してとあるのですが、特に、道路交通環境の整備については国・県との連携は欠かすことができないので、「国・県との連携」という言葉を 7 行目に入れてはどうか。

〔議事進行〕

7 行目の関係機関と連携してとあるところに、より具体的に『国、県、及び市の各関係機関等と連携して』と記載してはどうかと言う意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

〔B委員〕

P10 の 1 行目にすでに『警察や道路管理者等の関係機関が連携して』と記載があるので、道路管理者とは国道では国、県道では県となりますが、そこから読み取れるのではないかと。

〔C委員〕

1 行目に記載されているので、敢えて 7 行目に記載する必要はないのではないかと。

〔B委員〕

記載した方がいいのであれば、記載してもらってもいい。

〔議事進行〕

これらの意見を踏まえて、1 行目を『警察や国、県、及び市の各道路管理者等が連携して』にし、より具体的な表現に修正する案でいかがでしょうか。

〔A委員〕

それでよいのではないかと。

〔議事進行〕

それでは、そのような形に修正します。

他に本計画案について意見などはありませんか。

(意見なし)

〔議事進行〕

意見等ないようなので、資料 1 鈴鹿市交通安全計画(案)について承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手で承認)

[事務局]

承認されましたので、本日の修正を加えた計画案を確定版とし、後日送付するとともに、10月中旬頃に公表していきたいと思います。

最後に、委員の皆様にご相談ですが、今年度は計画策定のため2回、交通安全対策会議を開催しました。その中で、計画の細部にわたり御検討いただき、御意見を頂戴し、進めることができました。例年は、年1回、対策会議を開催し、「鈴鹿市交通安全計画の目標に対する達成状況」や「交通安全施策の取組結果等」について説明をさせていただいているが、今年度は会議に変えて、資料の送付で報告とさせていただくという形も取れると思いますがいかがでしょうか。

[A委員]

送っていただくのでよろしいです。

[事務局]

それでは、今年度に限りましては2回開催していますので、資料の送付に代えさせていただきます。来年度は、この計画のPDCA等踏まえて開催させていただきます。

以上をもちまして議事はすべて終了しました。委員の皆様には、活発な御意見をいただき、ありがとうございました。

6 閉会

[事務局]

今後も、交通事故のない社会をめざして、交通安全施策を推進していきたいと考えていますので、御協力をお願いします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。